

ふくやま健康ポイント事業 企業・団体向け参加要領

1 趣旨

アプリ「けんこうマイレージ」（以下、「アプリ」という）に、企業・団体で参加することにより、ウォーキングへの意欲の向上を期待するとともに、企業の健康経営及び団体の健康増進に寄与することを目的とする。

2 参加条件

- (1) 次のいずれかに該当する者とする。福山市民に限らない。
 - ア 福山市に事業所を持つ企業の従業員（雇用形態は不問）
 - イ 福山市で活動している団体に所属する者（活動内容は不問）
- (2) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者と関与している企業・団体は参加できない。
- (3) 1チームあたり、5～20人程度の参加とする。

3 利用方法

- (1) 参加を希望する企業・団体の代表は、申込フォームに必要事項を入力し、申込みを行う。
- (2) アプリを新規に登録する場合は、次のとおりとする。
 - ア 企業・団体の代表に、登録企業・団体名を確認する。
 - イ アプリをスマートフォンにダウンロードし、所属団体を所属する企業・団体として選択する。
 - ウ 市外に住民票がある者については、企業・団体の所在地を住所として登録する。
- (3) 既にアプリを利用している場合は、次のとおりとする。
 - ア 企業・団体の代表に、登録企業・団体名を確認する。
 - イ 個人で、申込フォームから所属団体変更の申込みを行う。所属団体は、企業・団体の代表が登録した企業・団体名と同様とすること。
 - ウ 所属団体の登録は、申込みの翌々週金曜日までに行われる。
- (4) 企業・団体の登録及び所属団体の変更は、申込みの翌々週金曜日までに行われる。
- (5) 登録は1人1アカウントとし、1人で複数の利用登録を行うことはできない。

4 登録事項の変更・取消等

- (1) 企業・団体の登録事項（代表者や住所、連絡先など）に変更があった場合は、速やかに申込フォームから申請を行うものとする。
- (2) 参加者が人事異動や退職などにより、所属企業・団体に属さなくなった場合は、速やかに申込フォームから申請を行うものとする。
- (3) 登録事項の変更及び取消の手続がなされず、福山市がやむを得ないと判断した場合は、サービスの利用停止や登録事項の変更及び取消の手続を行う場合がある。
- (4) 登録事項の変更及び取消の手続を行わなかったことにより発生した損害、不利益等について、福山市は一切賠償する義務を負わないものとする。

5 参加企業・団体の責務

- (1) 歩数ランキングを活用するなどして、健康増進に積極的に取り組む。
- (2) 事業の周知啓発など、福山市の求めに応じ、可能な範囲で協力する。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）9月1日から施行する。

この要領は、2024年（令和6年）4月11日から施行する。

この要領は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。